

前橋都市計画地区計画の変更（前橋市決定）

都市計画前橋南部地区地区計画を次のように変更する。

名称		前橋南部地区地区計画				
位置		前橋市横手町、亀里町、鶴光路町、新堀町及び下阿内町の各一部				
面積		約55.5ha				
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、都心核を支える地域核（交通結節拠点）の一つとして、北関東自動車道・前橋南インターチェンジを活用し、流通機能や研究開発機能の集積を促すとともに、広域都市圏を視野に入れ、他都市との交流を促進する商業系機能を導入し、周辺の住宅地や田園環境との調和を図りながら、新たな拠点型複合市街地の形成を目標とする。				
	土地利用の方針	交通結節点としての流通機能や研究開発機能の集積を進めるとともに、広域都市圏を視野に入れた他都市との交流を促進する商業系機能を導入し、周辺の住宅地や田園環境との調和を図りながら、拠点型複合市街地の形成を図る。				
	建築物等の整備の方針	良好な複合市街地環境の形成を図るため建築物等の用途の制限及び建築物等の高さの最高限度の制限を行う。				
地区の区分	地区の名称	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区
	地区の面積	約13.4ha	約2.6ha	約17.5ha	約20.2ha	約1.8ha
地区整備計画	建築物等に関する事項	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、既存建築物の改築については、この限りでない。				
		(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（別記を除く。）	(1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの			
建築物等の用途の制限	建築物等の用途の制限	(2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの	(2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの			
		(3) 自動車教習所	(3) 自動車教習所			
建築物等の用途の制限	建築物等の用途の制限	(4) 畜舎	(4) 畜舎			
		(5) キャバレー、料理店その他これらに類するもの	(5) キャバレー、料理店その他これらに類するもの			
建築物等の用途の制限	建築物等の用途の制限	(6) 住宅	/	(6) 住宅	(6) ホール、スケート場、水泳場その他これらに類する政令で定める運動施設	
		(7) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの		(7) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	(7) カラオケボックスその他これに類するもの	
建築物等の用途の制限	建築物等の用途の制限	(8) 共同住宅、寄宿舎又は下宿	/	(8) 共同住宅、寄宿舎又は下宿	(8) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの	
					(9) 工場（原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を越えないものを除く。）	
建築物等の用途の制限	建築物等の用途の制限		/		(10) 自動車修理工場	
					(11) 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物	

地区の区分	地区の名称	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区
	地区の面積		約13.4ha	約2.6ha	約17.5ha	約20.2ha
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限					(12) 倉庫業を営む倉庫 (13) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する部分の床面積の合計が150㎡を越えるもの (14) 事務所 (15) ホテル又は旅館 (16) 病院 (17) 単独車庫
	建築物等の高さの最高限度					
備考						

「区域は計画図表示のとおり」

※別記

ホテル若しくは旅館、大規模小売店舗又は遊園地内の区画された施設で、スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができる遊技設備を備えるもの

理 由 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、
変更を行うもの。